

廃止届

電気工事業を廃止したときは、廃止した日から30日以内に廃止届出をしなければなりません。

- ・電気工事業廃止届出書<様式第12>
- ・登録証

※紛失の場合は、発見時に返納する旨の誓約書(例示5)を添付

廃止届の提出は、郵送により行うことができます。

【送付先】

〒531-0074

大阪市北区本庄東2丁目3番38号 大阪府電気工事技術会館2階

大阪府電気工事工業組合本部

電話番号 06-6225-8192

記入上の注意

- ・住所及び氏名は、住民票もしくは登記事項証明書通りに記入してください。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業廃止届出書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住 所 _____
電 話 番 号 () _____
氏名又は名称 _____
法人にあっては
代 表 者 名 _____

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び登録番号

平成・令和 年 月 日 大阪府登録第 一 号

2 事業を廃止した年月日

平成・令和 年 月 日

3 事業を廃止した理由

-
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

<例示5>

誓 約 書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所 _____

氏名又は名称 _____

法人にあつては

代 表 者 名 _____

本申請または届出に際し登録証を返納しなければなりません、紛失のため、返納することができません。

つきましては、発見した際には直ちにお届けすることを誓約します。